

生活環境保全条例の 一部改正について (説明用)

徳島県県民環境部環境管理課

生活環境保全条例とは

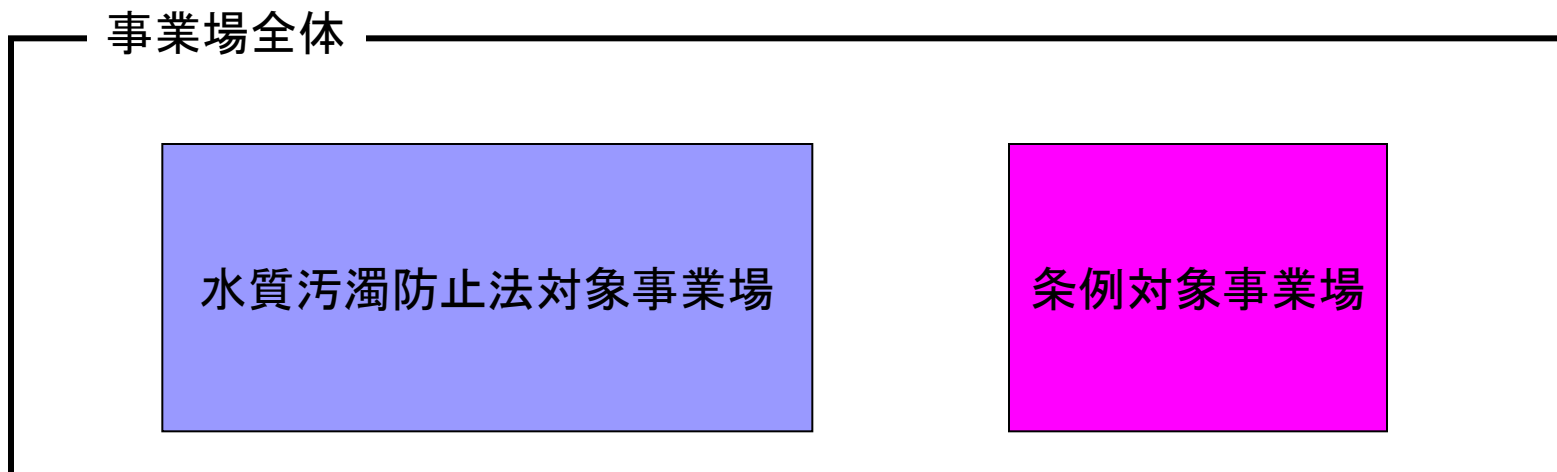
徳島県環境基本条例の本旨にのっとり、公害の防止のための規制並びに日常生活及び事業活動における生活環境への負荷の低減を図るための措置について必要な事項を定めること等により、生活環境保全対策の総合的な施策を推進し、もって現在及び将来の県民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的とする。

水質汚濁防止法との関係

水質汚濁防止法第二十九条(抜粋)

条例で必要な規制を定めることを妨げるものではない

三 特定事業場以外の工場又は事業場から公共用水域に排出される水について、有害物質及び第二条第二項第二号に規定する項目によって示される水の汚染状態に関する事項



条例対象事業場(別表6)

- 一 水質汚濁防止法施行令別表第一第21号イ、第23号リ、第27号及び第46号に掲げる施設
- 二 豚(生後2月以上のものに限る。)又は牛を30頭以上飼養する施設(水質汚濁防止法施行令別表第一に掲げる施設を除く。)
- 三 ゴム製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 被鉛施設
 - ロ 洗浄施設
 - ハ 廃ガス洗浄施設
- 四 紙加工品製造業の用に供する貼合せ施設
- 五 廃棄物焼却炉の用に供する廃ガス洗浄施設(水質汚濁防止法施行令別表第一に掲げる施設を除く。)
- 六 アスファルトプラントの用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 廃ガス洗浄施設
 - ロ 湿式集じん施設
- 七 給食又は調理の用に供する洗浄施設(1日当たりの平均的な延べ対象人員が1000人以上のもの(水質汚濁防止法施行令別表第一に掲げる施設を除く。))に限る。)
- 八 集乳業(生牛乳又は生やぎ乳を出荷し、これらを保存する営業をいう。)の用に供する洗浄施設

改正概要

○汚水等有害物質の種類追加

1, 4-ジオキサン

○汚水等有害物質等の許容限度の改訂

カドミウム及びその化合物

鉛及びその化合物

砒素及びその化合物

1, 1-ジクロロエチレン

亜鉛含有量

1, 4-ジオキサンとは

○主な用途

合成皮革用・反応用の溶剤、塩素系溶剤、医薬品
合成原料

○主な発生源

化学工業、医薬品製造業、繊維工業、一般機械器
具製造業

○人への健康影響

脳、肝臓、腎臓の障害及び発がん性

1, 4-ジオキサンの 県内における状況

○公共用水域での検出状況（環境基準0.05mg/L）

平成22年度、1河川において検出（0.045mg/L）

平成22年度から平成27年度公共用水域及び地下水の水質の測定結果より

○排出実態（PRTR法による排出量及び移動量）

下水処理場、一般廃棄物処分場、産業廃棄物処分場

平成25、26年度PRTR事業所データより

その他の有害物質等

単位mg/L

	主な用途	影響	環境基準
カドミウム	顔料、電池、合金・接点材料、めっき	腎臓への障害	0.003
鉛	バッテリー、はんだの原料、ガラス添加剤	腎臓への障害	0.01
砒素	合金、半導体の原料、木材の防腐剤	色素沈着、神経障害、皮膚がん	0.01
1,1-ジクロロエチレン	塩化ビニリデン系繊維、フィルム等の合成原料	肝臓への障害	0.1
亜鉛	メッキ、染料や農薬の合成原料、電池、点眼液	人へは必須元素 水生生物へ影響	※

※河川・湖沼：すべての類型で0.03mg/L

海域：生物A類型が0.02mg/L、生物特A類型が0.01mg/L

その他の有害物質等の 県内における検出状況

○カドミウム及びその化合物

平成27年度、1河川において検出(0.0004mg/L)

○鉛及びその化合物

平成25年度、地下水1地点において検出(0.005mg/L)

○砒素及びその化合物

平成22年度、地下水1地点で、平成26年度2地点、平成27年度1地点において検出(0.005～0.010mg/L)

○1, 1-ジクロロエチレン

公共用水域及び地下水において不検出

○亜鉛含有量

公共用水域において検出(年間平均値<0.001～0.043mg/L)

平成22年度から平成27年度公共用水域及び地下水の水質の測定結果より

条例対象事業場(別表6)

- 一 水質汚濁防止法施行令別表第一第21号イ、第23号リ、第27号及び第46号に掲げる施設
- 二 豚(生後2月以上のものに限る。)又は牛を30頭以上飼養する施設(水質汚濁防止法施行令別表第一に掲げる施設を除く。)
- 三 ゴム製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 被鉛施設
 - ロ 洗淨施設
 - ハ 廃ガス洗淨施設
- 四 紙加工品製造業の用に供する貼合せ施設
- 五 廃棄物焼却炉の用に供する廃ガス洗淨施設(水質汚濁防止法施行令別表第一に掲げる施設を除く。)
- 六 アスファルトプラントの用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 廃ガス洗淨施設
 - ロ 湿式集じん施設
- 七 給食又は調理の用に供する洗淨施設(1日当たりの平均的な延べ対象人員が1000人以上のもの(水質汚濁防止法施行令別表第一に掲げる施設を除く。))に限る。)
- 八 集乳業(生牛乳又は生やぎ乳を出荷し、これらを保存する営業をいう。)の用に供する洗淨施設

まとめ

単位mg/L

排水基準	法	条例
1,4-ジオキサン	0.5	— → 0.5
カドミウム及びその化合物	0.03	0.1 → 0.03
鉛及びその化合物	0.1	1 → 0.1
砒素及びその化合物	0.1	0.5 → 0.1
1,1-ジクロロエチレン	1	0.2 → 1
亜鉛含有量	2	5 → 2